

知って得する在日同胞のための年金あれこれ

この8月から「改正年金機能強化法」が施行されます。これにより年金受給のために必要な加入期間が10年に短縮され、これまで無年金だった同胞のなかにも年金を受給できるようになる人が増えると思われま

す。今回は5月9日の毎日新聞HPに掲載された記事をご紹介します。紹介されている事例にあてはまる方は多いと思われま

す。参考にして下さい。
 Q・71歳で1人暮らしの男性です。若い頃に12年ほど会社勤めをして独立したため年金の加入歴はこれだけです。その後、事業に失敗して妻子とも別れたため、今もアルバイトをしています。60歳前に確認したところ、私は年金をもらえないと言われ、今も無年金です。ところが先日、年金請求書という黄色の封筒が届きました。

「短縮」と右上に赤字で書かれていますが、もらえるみたいです。いつから、いくらぐらいもらえるのでしょうか。

A・公的年金をもらうには、最低限加入しなければならない年数(受給資格期間)があります。現在は25年ですが、法改正で本年8月からは10年でよくなります。

対象となる期間は「厚生年金加入期間(共済年金含む)、国民年金だけの加入期間」の合計です。合計期間が受給資格期間を満たしていれば年金をもらうことができます。なお、国民年金保険料の未納期間は対象外です。ただし、保険料の免除を受けた期間(年金額には一部反映)とカラ期間(年金額には反映されない)は対象となります。

年金請求書は通常、60歳以降の受給開始年齢の3カ月前に送られてきますが、請求は誕生日前日以降でないとできません。しかし、10年に短縮されることで無年金だった人が受給資格を満たして受給開始年齢に達している場合には、生年月日の早い人から順次、黄色い封筒の年金請求書が送付されています。

受給権が発生するのは改正法が施行される8月1日ですが、黄色い封筒の年金請求書はすぐに出しても受け付けてもらえます。ただし、年金は9月分から対象になり8月以前の過去の分はもらえません。初回の支給日は10月です。

質問者の場合、受給開始年齢は60歳ですが、本年8月以前の約11年分は支給されません。本年10月に9月分が支給され、以降は偶数月15日に前2カ月分が支給されるようになります。年金額は厚生年金加入歴の12年分ですが、年額50万円程度と思われま

す。正確には年金事務所へ行けば試算してくれます。
 なお、10年に満たない人でもカラ期間などで10年になる場合があります。カラ期間はさまざまな種類があるので素人では判断が難しく、一度、年金事務所を確認されることをお勧めします。

6月の映画鑑賞会

好評を博している映画鑑賞会です。次回は6月29日(木)に本部で行います。今まで、数十年前の懐かしの名画を見てきましたが、今回は(比較的)新作の「我が家の物語」をみます。ウリナラの女性が孤児を引き取って育てる話がテーマですが、ピョンヤンの様子を見ることができるのもお勧めです。

興味のある方はどうぞお越しください。

6月29日(木) 午後1時～ 本部3階

今週の放射線量

(ハッキョ自動測定器)

29日(月)	0.103
30日(火)	0.102
31日(水)	0.098
1日(木)	0.104
2日(金)	0.098
3日(土)	0.102
4日(日)	0.108

7	8	9	10	11	12	13
水	木	金	土	日	月	火
	八日会		アドン教室(中 通)			